

地球温暖化対策実行計画書

第 2 期

令和4年12月

香川県東部清掃施設組合

目 次

第1章 基本的事項

- 1. 計画目的 1
- 2. 基準年度・計画期間・目標年度 2
- 3. 対象範囲 2
- 4. 対象とする温室効果ガス 2

第2章 二酸化炭素の排出状況

- 1. 基準年度の二酸化炭素排出量 3
- 2. 要因別の排出状況 3

第3章 二酸化炭素排出量の削減目標と削減に向けた取り組み

- 1. 二酸化炭素排出量の削減目標 4
- 2. 二酸化炭素排出量の削減に向けた取り組み 4～6

第4章 実行計画の推進

- 1. 計画の推進体制 7
- 2. 点検及び評価方法 7
- 3. 公表 7

第1章 基本的事項

1. 計画目的

本計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「法」という。）第21条に基づき地方公共団体に策定が義務付けられている温室効果ガスの排出量の削減のための措置に関する計画（以下「実行計画」という。）として策定するものである。

香川県東部清掃施設組合（以下「組合」という。）の事務、事業の実施に当たっては、本計画に基づき温室効果ガスの排出量の削減目標の実現に向けてさまざまな取組を行い、地球温暖化対策の推進を図ることを目的とする。

地球温暖化対策の推進に関する法律（抜粋）

（地方公共団体実行計画等）

第二十一条 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、地球温暖化対策計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画（以下「地方公共団体実行計画」という。）を策定するものとする。

2～7 （略）

8 都道府県及び市町村は、地方公共団体実行計画を策定したときは、遅滞なく、単独で又は共同して、これを公表しなければならない。

9 （略）

10 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、毎年一回、地方公共団体実行計画に基づく措置及び施策の実施の状況（温室効果ガス総排出量を含む。）を公表しなければならない。

11～12 （略）

資料1 地球温暖化対策推進法

地方自治法（抜粋）

（普通地方公共団体に関する規定の準用）

第二百九十二条 地方公共団体の組合については、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、都道府県の加入するものにあつては都道府県に関する規定、市及び特別区の加入するもので都道府県の加入しないものにあつては市に関する規定、その他のものにあつては町村に関する規定を準用する。

資料2 地方自治法

2. 基準年度・計画期間・目標年度

基準年度を令和3年度とし、計画期間を令和4年度から令和8年度までの5年間とする。

目標年度については、令和8年度とする。

なお、実行計画の実施状況や技術の進歩、社会情勢の変化により、必要に応じて見直しを行うものとする。

3. 対象範囲

実施計画は、組合が行う全ての事務及び事業とし、委託業務を含めた全ての施設を対象とする。

なお、当組合が他者に対して委託して実施する事務又は事業で温室効果ガスの排出抑制が可能なものについては、請負者に対して必要な措置を講ずるように要請するものとする。

(対象範囲一覧)

施 設 名	住 所
香川東部溶融クリーンセンター ごみ溶融処理施設	香川県さぬき市長尾東 3013 番地
香川東部溶融クリーンセンター リサイクルセンター	香川県さぬき市長尾東 3013 番地
香川東部溶融クリーンセンター 香川東部再資源化センター	香川県さぬき市長尾東 3100 番地 1

4. 対象とする温室効果ガス

実行計画で削減対象とする温室効果ガスは、法律で定められた削減対象となる7種類のガス（二酸化炭素、一酸化二窒素、メタン、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六ふっ化硫黄及び三ふっ化窒素）のうち、排出量の多くを占めている二酸化炭素（CO₂）を対象とする。

第2章 二酸化炭素の排出状況

1. 基準年度の二酸化炭素排出量

当組合の事務及び事業における基準年度の二酸化炭素排出量は、**25,324t-CO₂**である。

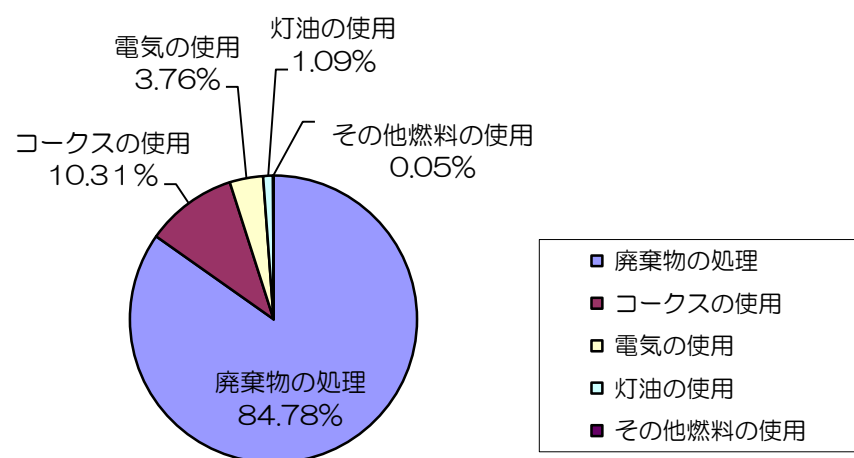
2. 要因別の排出状況

基準年度の二酸化炭素排出量を排出要因別に見ると、廃棄物の焼却に伴って排出される二酸化炭素が全体の84.78%を占め、次いでコークスの使用が10.31%、電気の使用が3.76%を占めている。

【二酸化炭素要因別排出状況（令和3年度）】

項 目		活 動	二酸化炭素排出量 (kg)	割 合
燃料 使用 量	コークス (kg)	823,633	2,610,917	10.31%
	灯油 (L)	110,859	275,982	1.09%
	ガソリン (L)	583	1,354	0.01%
	軽油 (L)	4,614	11,927	0.05%
	液化石油ガス (LPG) (m ³)	64	382	0.01%
電気使用量（一般電気事業者）(kWh)		2,201,475	953,239	3.76%
一般廃棄物処理量（うち廃プラスチック量）(t)		7,766	21,470,368	84.78%
合 計			25,324,167	100.0%

※廃プラ量＝令和3年度ごみ処理量×令和元年度～3年度ごみ質分析の廃プラ割合平均値（25.8%）



第3章 二酸化炭素排出の削減目標と削減に向けた取り組み

1. 二酸化炭素の削減目標

計画期間の最終年度である令和8年度の二酸化炭素排出量を基準年度から1%削減することを目指す。

【二酸化炭素排出量の削減目標】

区 分	基準年度排出量 令和3年度	目標年度排出量 令和8年度	目標削減量	削減率
二酸化炭素 (CO ₂)	25,324t-CO ₂	25,071t-CO ₂	253t-CO ₂	▲1%

2. 二酸化炭素削減に向けた取り組み

二酸化炭素排出量削減に向けた取り組みをエネルギーの消費等、直接的に影響するものを「（１）直接的な取り組み」として、事務用品の使用等、間接的に影響するものを「（２）間接的な取り組み」として次のとおり区分します。

(1) 直接的な取り組み

【二酸化炭素排出量削減に向けた直接的な取り組み】

項 目	取 組 内 容
ごみ溶融処理施設 リサイクルセンター 再資源化センター	- 計画的な運転を行い、電気使用量の削減に努める。 - ごみピット内のごみを均一に攪拌することにより、燃焼効率の向上を図る。 - 設備の点検整備を適正に実施し、効率の良い運転管理に努める。 - 燃料（コークス、灯油等）の減量に努める。 - 設備、機器の更新時には、省エネルギー効果の高い機器に更新する。 - 粗大ごみ搬入日等の調整を行い、大型電動機器の計画的な運転を実施する。
照明	- 自然光の活用を図り、消灯又は間引き照明に努める。 - 廊下又は階段等、業務に支障のない場所は、間引き又は消灯する。 - 昼休み及び業務時間外における、必要な場所以外の照明を消灯する。 - 照明を更新する場合は、省エネルギータイプに更新する。 - 照明器具を適時清掃し、照度を保つ。 - 効率的な事務処理に努め、運転時間の削減に努める。
冷暖房	- 空調機器の温度管理を冷房時 28℃、暖房時 20℃設定とする。（但し、この温度設定で支障がある場合は、温度管理を個別に行い、ブラインドや扇風機などを活用し、適正な環境の維持に努める。） - 使用していない諸室や通路等の共通部の空調を停止する。 - 空調の風がスムーズに流れるようにフィルターの清掃を適時行う。 - クールビズ及びウォームビズを積極的に励行する。 - 効率的な事務処理に努め、運転時間の削減に努める。
事務用機器	- 使用していない事務用機器の電源を切り、省エネモードに設定する。 - 夜間や休日又は昼休み等の休憩時間における事務用機器は、支障のない範囲で待機電力にせず、電源を切る。 - 更新する場合は、エネルギー消費効率の高い製品に更新する。 - 効率的な事務処理に努め、運転時間の削減に努める。
電気又は電気製品	- 夜間や休日等で職員の出勤がない場合は、支障のない範囲で待機電力にせず、電源を切る。 - 更新する場合は、エネルギー消費効率の高い製品に更新する。 - エレベータの使用は極力控え、階段を利用するように努める。
公用車	- 可能な限り、公共交通機関を利用するように努める。 - エコドライブに努める。

（２） 間接的な取り組み

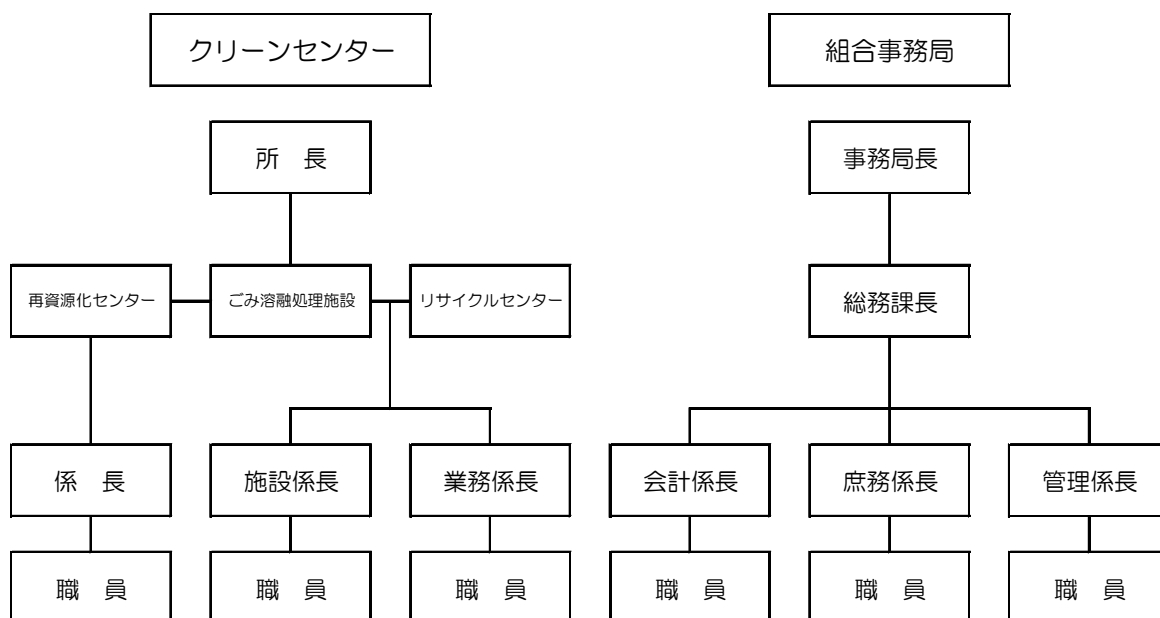
【二酸化炭素排出量削減に向けた間接的な取り組み】

項 目	取 組 内 容
事務用品・衛生用品	- 資料、事務手続きの簡素化を検討する。 - 文書、資料の共有化を図る。 - 裏面コピー、両面コピー、縮小表示機能を活用する。 - ミスコピー、ミス印刷の防止を徹底する。 - エコマークやグリーンマークの表示された環境配慮物品を積極的に購入する。 - 詰め替えやリサイクル可能な物品の購入に努める。 - 繰り返し使用できるものを購入し、メンテナンスや修理補習をすることにより長期利用を図る。
公用車・重機	- 公用車及び作業用車両の定期的な整備に努める。 - 空気圧を適正に維持する。 - 更新時は、低燃費車や低公害車の導入を検討する。
水	- 節水を励行し、水漏れ個所の点検を行う。 - 新規又は更新する場合は、自動水栓の導入を検討する。
その他	- 敷地内の緑地保全に努める。 - ごみ減量化及び資源化を図るため、組合構成市町と連携し、住民・事業者への意識啓発を行う。 - ホームページ等を通じて、積極的な情報発信を行う。 - 環境学習の推進を図るため、組合構成市町内小学校の施設見学を積極的に受け入れ、効果的に実施する。

第4章 実行計画の推進

1. 計画の推進体制

各部署の所属長が中心となり、所属職員への周知と計画の推進を図る。



2. 点検及び評価方法

報告された内容に基づき、必要に応じて計画の見直しを行うとともに環境負荷の低減に向けて継続的な取り組みを実施する。

3. 公表

この計画を策定し、又は見直しを行った場合は、組合ホームページにより公表する。